

お客様各位

一般財団法人日本食品分析センター

水質試験の分析方法変更のご案内
～陰イオン界面活性剤・フェノール類～

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、水道法水質基準^{*1}の陰イオン界面活性剤、食品衛生法^{*2}に規定される食品製造用水の陰イオン界面活性剤及びフェノール類の分析方法を変更しましたのでご連絡いたします。

昨年、水道法水質基準の一部改正があり、新規の試験法が追加になりました。当財団では、この改正に基づき分析方法を変更いたしました。

また、食品衛生法に規定される食品製造用水につきましても、規格と同等精度の方法への変更が認められている項目^{*3}の分析方法を見直し、選択性に優れ、かつ、有害試薬の使用量が少ない分析方法に変更いたしました。

これらの変更は2024年4月1日受託分から実施しております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

《関連法規》

*1 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）

*2 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品B食品一般の製造、加工及び調理基準

*3 厚生労働省医薬食品安全部長通知[食安発1222第5号（平成26年12月22日最終改正：令和3年8月31日）]

敬具

記

		変更前	変更後
水道法水質基準 陰イオン界面活性剤	分析方法	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法	液体クロマトグラフ-質量分析法
	定量下限	0.02 mg/L (変更なし)	
食品衛生法 食品製造用水 陰イオン界面活性剤	分析方法	吸光光度法	液体クロマトグラフ-質量分析法
	定量下限	0.02 mg/L (変更なし)	
食品衛生法 食品製造用水 フェノール類	分析方法	吸光光度法	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ質量分析法
	定量下限	0.005 mg/L	0.0005 mg/L

【本件に関するお問合せ先】

多摩研究所 衛生化学部

生活用品科学課

Email: water@jfri.or.jp

以 上